

## 「計画部会」の設置について

平成 28 年 2 月 25 日

### 1. 趣旨

「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン」(平成 25 年 6 月 6 日 PFI 推進会議決定。以下「アクションプラン」という。)等の確実な実施を図るためには、的確に PDCA サイクルを実行し、その実施状況を把握するとともに、これに基づき必要な見直しを継続的に行うことが必要である。このため、「計画部会」を設置し、専門的な観点から調査審議を実施する。

### 2. 調査審議項目

アクションプラン等の PDCA サイクル実行のため、以下の事項を行う。

- (1) アクションプラン等の進捗状況の把握
- (2) (1) に基づく必要な見直しの調査審議
- (3) その他

### 3. 調査検討体制

部会に属する委員及び専門委員は、民間資金等活用事業推進委員会令(平成 11 年政令第 280 号)第 4 条第 1 項の規定に基づき、委員長が指名する。

### 4. 当面のスケジュール

- (1) 平成 28 年 4 月頃 中間報告
- (2) 平成 28 年 5 月上旬 最終報告

### 5. その他

本部会の設置と併せて、総合部会は廃止することとする。